

資料－1

平成24年度 多治見砂防国道事務所工事等安全協議会総会

日時：平成24年11月30日（金）13：45～15：45
場所：セラトピア土岐（3階大会議室）、土岐市土岐津町高山4番地

次 第

1. 開会挨拶 工事等安全協議会会長
(多治見砂防国道事務所長)
2. 講演
「産業安全衛生の動向と課題」
多治見労働基準監督署 地方産業安全専門官
3. 中部地方整備局管内の事故の発生状況等について
多治見砂防国道事務所・副所長
4. 支部等活動報告 @ 10分×5出張所、1業務
各支部（出張所）代表
・中津川支部
・妻木支部
・上松支部
・土岐支部
・瑞浪支部
・調査・測量・設計等に係る業務における安全対策について
5. 閉会挨拶 工事等安全協議会副会長
(株)藤本組 会長

以上

国土交通省多治見砂防国道事務所工事等安全協議会 会 則

(名 称)

第1条 この会は、国土交通省多治見砂防国道事務所工事等安全協議会（以下「協議会」と言う）と称する。

(目 的)

第2条 この協議会は、国土交通省多治見砂防国道事務所の発注工事等における労働災害の防止及び交通災害の防止等に寄与するとともに安全衛生管理意識の高揚を図ることを目的とする。

(構 成)

第3条 この協議会は、国土交通省多治見砂防国道事務所発注の工事請負者（以下「請負者」と言う）等を会員として、本部及び出張所を単位とする支部組織によって構成する。

ただし、工事請負者以外は本協議会の支部組織に属さない。

(事 業)

第4条 この協議会は第2条の目的達成のため、次の事業を行うものとする。

1. 安全衛生体制の確立及び安全教育に関する事項
2. 作業環境の改善及び作業方法の適正化に関する事項
3. 建設機械及び設備の安全に関する事項
4. 安全衛生活動の実施調査と相互検討に関する事項

(役員及び役員の選出)

第5条 この協議会の本部及び支部の役員並びに選出方法は次のとおりとする。

1. 本部役員

- | | | |
|----------|----|--|
| (1) 会 長 | 1名 | 国土交通省多治見砂防国道事務所長 |
| (2) 副会長 | 3名 | 国土交通省多治見砂防国道事務所（技）副所長2名
及び会員の中から1名選出する。 |
| (3) 幹 事 | | 関係各課長 |
| (4) 事務局長 | | 品質確保課長 |
| (5) 顧 問 | 3名 | 多治見労働基準監督署
恵那労働基準監督署
松本労働基準監督署 |

2. 支部役員

- | | | |
|----------|----|-------------------------|
| (1) 支部長 | 1名 | 各出張所長 |
| (2) 副支部長 | 1名 | 各支部毎に請負者の安全衛生管理者又は、現場代理 |

人より選出する。

- (3) 委員 各支部毎の担当係長及び、請負者の安全衛生管理者又は、現場代理人とする。

- (4) 支部活動事務局長 1名 支部長が指名する。(副支部長と兼務可)

(役員の職務)

第6条

1. 本部役員

- (1) 会長は、本協議会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
- (3) 幹事は会務の企画・策定及び審議運営を行うものとする。

2. 支部役員

- (1) 支部長は支部を代表し会務を統括するとともに本部との連絡調整を行う。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長不在の場合は、その職務を代行する。
- (3) 委員は会務の具体的な審議運営を行うものとする。
- (4) 支部活動事務局長は支部の事務とりまとめを行う。

(会 議)

第7条 この協議会の会議は、総会、支部会、役員会とし、次の通り運営する。

1. 総会は、本部及び支部の役員・会員をもって構成し、年1回開催する。
総会においては事業計画、その他重要事項の協議、決定等を行う。
また、会長が認めた時は、臨時総会を開くことができる。
2. 支部会は支部役員・委員をもって構成し、月1回程度開催する。
尚、会議の結果は、その都度、会長に報告するものとする。
また、支部長は、必要に応じて臨時に開催することができる。
3. 役員会は、副会長、幹事及び支部長をもって構成し、必要に応じて開催する。
尚、会議の結果は、総会に報告するものとする。

(事務局)

第8条 この協議会の本部事務局は、国土交通省多治見砂防国道事務所品質確保課に置く。

また、支部活動事務局は支部活動事務局長の所在する事務所（会社又は現場事務所）内に置く。

(役員任期)

第9条 本部及び支部役員の任期は、在職期間とする。ただし、請負者の役員は工事契約期間とする。

(他の安全委員会との関係)

第10条 この協議会は、請負者が各自に設ける安全衛生委員会、協議会等を統轄するものではない。

(その他)

第11条 この会則に定めていない事項が生じた場合は、役員会において協議し、改訂補足する。

附 則

この会則は 平成 6年 7月 1日から実施する。
平成 6年12月15日一部改定
平成 7年12月11日一部改定
平成 9年12月 9日一部改定
平成10年11月11日一部改定
平成13年 1月 6日一部改定
平成15年 4月 1日一部改定
平成17年 4月 1日一部改定
平成19年 4月 1日一部改定
平成20年 4月 1日一部改定
平成22年12月 8日一部改定